## 2. 肝炎ウイルス検診等の実施について

# (1) 平成19年度 老人保健事業における 肝炎ウイルス検診等の概要(案)

老人保健法に基づく健康診査等において、平成18年度までの「C型肝炎等緊 急総合対策」に引き続き、肝炎ウイルス検診等を実施する予定。

1 予算額

(平成 1 8 年度予算額) (平成 1 9 年度予算(案)) 3,173,742千円 → 3,175,503千円

2 補助先(負担割合)市町村(国1/3、都道府県1/3、市町村1/3)

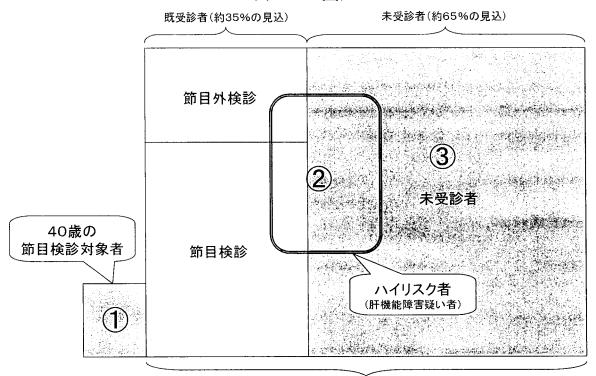
### 平成19年度における肝炎ウイルス検診等の実施の考え方(案)

- 1. 老人保健法に基づく健康診査において、
  - ① 平成19年度に40歳になる者を対象に節目検診として、また、
  - ② 平成19年度基本健康診査において肝機能異常と判定された者、及び
  - ③ 過去5年間の肝炎ウイルス検診の対象者(節目検診対象者及び節目外検診対象者)であって受診機会を逃した者

を対象に節目外検診として、肝炎ウイルス検診を実施。

- 2. 上記の対象者等に対する健康教育・健康相談を実施。
- ※1. 実施方法等については、「肝炎ウイルス検診等実施要領」を一部改正 し実施。
- ※2 受診機会を逸した者の検診方法は、これまで同様、基本健康診査と併せて実施することを予定。よって、基準額についても節目検診の単価を用いるものとする。

### 平成19年度老人保健事業における肝炎ウイルス検診等対象者 (イメージ図)



41歳以上検診対象者 (H14年度~H18年度節目検診の対象者)

注) ①~③については、前頁の実施の考え方(案)に対応。

## 老人保健事業に基づく肝炎ウイルス検診等について

### 1 導入の経緯

平成12年11月 フィブリノゲン製剤による肝炎感染が社会問題化したことを受けて、

「肝炎対策に関する有識者会議」を設置。

平成13年 3月 「有識者会議」報告書取りまとめ。

平成14年度~ 「C型肝炎等緊急総合対策」開始。その一環として、老人保健事業に

おいても5カ年という期間限定で肝炎ウイルス検診等を開始。

### 2 現在の肝炎ウイルス検診等の対象者

(1)節目検診:老人保健事業の健康診査の対象者のうち、40、45、50、55、60、65及び70 歳の者を対象

(2) 節目外検診:上記以外の老人保健事業の健康診査の対象者のうち、

①過去に肝機能異常を指摘されたことのある者

②広範な外科的処置を受けたことのある者、又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者

③基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者

### 3 検診受診者数

実施	C型肝炎ウイルス検査受診者(人)			B型肝炎ウイルス検査受診者(人)		
年度	節目	節目外	計	節目	節目外	計
1 4	1, 298, 746	624, 734	1, 923, 480	1, 291, 195	631, 918	1, 923, 113
1 5	1, 375, 583	454, 687	1, 830, 270	1, 382, 663	466, 462	1, 849, 125
16	1, 271, 320	347, 431	1, 618, 751	1, 279, 704	356, 230	1, 635, 934
17	1, 196, 457	331, 356	1, 527, 813	1, 205, 423	341, 400	1, 546, 823
合計	5, 142, 106	1, 758, 208	6, 900, 314	5, 158, 985	1, 796, 010	6, 954, 995

### (2) 肝炎ウイルス検診等実施要領新旧対照表(案)(平成19年4月1日施行予定)

各組の部分は改正部分

改 正 後	現行。
(別添)	(別添)
肝炎ウイルス検診等実施要領	肝炎ウイルス検診等実施要領
1 目的	1 目的
<u>肝炎対策</u> の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、	<u>C型肝炎等緊急総合対策</u> の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及さ

2 肝炎ウイルス検診の対象者

を遅延させることを目的とする。

(1) 当該市町村の区域内に居住地を有する保健事業の健康診査の対象者のうち、40 歳の者を対象とする。

療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行

(2) 上記以外の保健事業の健康診査の対象者のうち、平成19年度の基本健康診査に おいてALT(GPT)値により要指導と判定された者及び平成14年度から平成 18年度までの本事業に基づく肝炎ウイルス検診の対象者であって、受診の機会を 逸した者を対象とする。なお、基本健康診査においてALT(GPT)値により要 指導と判定された者については、本検診によることなく、速やかに医療機関への受 診を勧奨するものとする。

なお、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことのある者については、実施の対 象としないものとする(ただし、平成19年度の基本健康診査においてALT(G PT) 値により要指導と判定された者についてはこの限りでない。)。

住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医| せるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指 導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状 を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

2 肝炎ウイルス検診の対象者

- (1) 当該市町村の区域内に居住地を有する保健事業の健康診査の対象者のうち、40 歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者を対象とする。
- (2) 上記以外の保健事業の健康診査の対象者のうち、過去に肝機能異常を指摘された ことのある者、広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量の 出血をしたことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていないもの、及び、 基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導と判定された者を対象とす る。なお、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導と判定された者 については、本検診によることなく、速やかに医療機関への受診を勧奨するものと する。

なお、過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことのある者については、実施の対 象としないものとする。